

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◆告示 土地改良事業計画の縦覧

土地改良事業の認可

土地改良区の設立認可

母樹林の指定解除

臨時教育委員会の招集

◆公告 鳥取県身体障害者更生指導所々生募集

市町村農業共済組合専任職員資格試験合格者

◆正誤 昭和三十年二月一日鳥取県訓令第一号中訂

告 示

別表

一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
1 土地改良事業計画書の写

2 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十年二月九日から同年二月二十八日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に對して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第

別表

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第

00022

第2588号

鳥取県公報

昭和30年2月8日 火曜日 鳥取県公報 第2588号

鳥取県告示第六十三号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定により次の母樹林の指定を解除した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

て、昭和三十年二月三日認可した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

申 住 所	申請人	土地改良区の名称	認可年月日
岩美郡米里村大字久末	谷口富士隆	久末土地改良区	昭和三十年一月二十八日

鳥取市湖山町

奥村 秀治 外十四人

湖山町上代 "

叶

邱上 宣夫 "

湖山町下代 "

鳥取市叶

北浦 英男 "

鳥取市叶

登録番号 母樹
樹林 別樹種 本数 所 在 地 所有者

鳥三五号 母樹林 赤松 五四本 鳥取市久松山 鳥取市

二ノ一

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について次のとおり認可した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

申 住 所	申請人	土地改良区の名称	認可年月日
岩美郡米里村大字久末	谷口富士隆	久末土地改良区	昭和三十年一月二十八日

鳥取市湖山町

湖山町上代 "

湖山町下代 "

叶

北浦 英男 "

鳥取市叶

て、昭和三十年二月三日認可した。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第七条第一項の規定により、八頭郡大村から村の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のよう 紹覽に供する。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 紹覽に供すべき書類の名称

二 土地改良事業計画書の写

三 紹覽の期間

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、浜坂土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについ

昭和三十年二月九日から同年二月二十八日まで
三 紹覽の場所
八頭郡大村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に對して異議があるときは紹覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

申 住 所	申請人	土地改良区の名称	紹覽の場所
八頭郡船岡町大字殿	山根 賀夫 外十四人	船岡町馬場井手土地改良区	八頭郡船岡町役場
倉吉市悴谷	西本 憲太郎 外十四人	悴谷 "	倉吉市役所
東伯郡三朝町大字片柴	内田 熊吉 外十四人	三朝町片柴 "	東伯郡三朝町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年二月八日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

一日時 昭和三十年二月十一、十二日午前十一時

一場所 鳥取県教育委員会議室

一議題 昭和三十年度予算について

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所々生を次の要綱により、募集する。

昭和三十年二月八日

鳥取県知事 遠藤茂

第三期入所生募集要綱

肢体不自由者更生施設

鳥取県身体障害者更生指導所

所在地鳥取市富安（駅裏工場地帯）
(電話二七二六番)

(電話二七二六番)

一 当所の目的

肢体不自由者を收容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施し、もつて社会経済生活への参与並びに自立更生に対する基礎的陶冶を行うところとする。

二 訓練内容

1 機能回復訓練（治療、理学療法、作業療法、運動療法）

2 教養及び基礎教科

教養、国語、数学、法制、社会、英語、保健衛生、情操陶冶（音楽、美術、茶道、華道）

3 職能及び職業訓練

一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び判定結果に基いて、次に掲げる種目のうち最も適切なものについて職業技術の基礎的陶冶を行う。

A 所内において行うもの

- 1 義務教育を修了した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認める者。
- 2 介護を必要としない者。
- 3 内部疾患及び傳染性疾患を有しない者。

B 委託して行うもの

委託職種 1 時計修理 2 刻印 3 車製作修理

4 自転車組立修理

註 応募者の志向及び職能判定の結果に基いて前記職種のうちより適当するものを選定し鳥取市内各業者に委託する。

三 訓練期間

一箇年以内とする。但し所長が必要と認めた場合はこれを延長することができる。

四 募集人員

二十五人（このうち委託訓練部要員は四人以内とする）

身体障害手帳の交付を受けた肢体不自由者であつて、次の各号に該当し、更生意慾が旺盛で操行等において集団生活に適し自から進んで訓練を受けようとする者。

自二月十日

至二月二十八日

地方事務所、福祉事務所においては入所願書を受理したときは規程第二号様式による身上調査書を添えて三月十日までにこれを当所へ送附のこと。

七 入所選考

第一次選考

書類審査

第一次選考

- | | | | |
|----------|------|-----------|------|
| 選考期日及び場所 | 面接調査 | 知能及び学力テスト | 職能判定 |
| 4 | 3 | 2 | |

三月二十日通電馬鹿 倉吉 米子の三箇所において
実施するが、詳細は第一次選考合格者に対し三月十
五日頃通報する。

1

- 2 実習に要する器具は貸与する。

3 入所生は附設の寄宿舎に入舍するものとする。
(特に所長の許可を受けた者はこの限りでない。)

4 身の廻り品、日用品、寝具は本人の持参若しくは自己調達とする。但し寝具については事情により貸与することがある。

樣式第一号

貴所に入所したいので次の事項を具してお願い致します					
一身体障害者手帖		県第	号(昭和	年月	日交付)
二身体障害の状況		障害名			
三入所を希望する理由		現况			
四希望する職業	科	五退所後	イ自営場所	ロ就職	
訓練科目	の計画	場所	ハその他		
六履歴					

九
陳
記

- 1 入所決定通知は三月三十一日、入所期日は四月十八日を予定している。

5 入舎中の食費は実費（月額約一千円）を徴収する。但し生活保護法を受けているもの又はこれに準するものについては減免するものとする。

ヴ 添亘 井上良治
 ウ 宇田川嘉亮 上田昌憲
 オ 大河原福治 大西進 大下百合子
 カ 金田実 川本敬 川上幸 笠見和美
 キ 岸本安正 絹見文一
 ク 藏本曉
 コ 小森芳郎 小林久夫
 サ 三玉寺貞子 定行修
 シ 清水直幸
 ス 杉本薦枝 角喜八郎
 タ 高橋繁之 斎悦称 高橋忠
 ナ 中島裕雄 內藤親義
 ハ 林正好 長谷川光己
 フ 福安剛 福本弘 藤井孝弘
 マ 正木義春 松本敏子 松本進
 ミ 三木幾子
 ム 村川道夫
 モ 森本理恵子 持本登美夫 森岡幹雄

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

発行者 島取縣島取市東町
 所在地 島取縣島取市東町
 印刷所 島取縣島取市東町
 印刷所

昭和三十年二月一日鳥取県訓令第一号中誤植があるので
次のとおり訂正する

四 下 五 昭和三十年二月 二十四日 昭和三十年一月 二十四日

正 誤 正

ャ 山根金吾 山本博人 山崎純江
 ヨ 米山聰
 ワ 渡辺みはる